

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第 3号 事業計画変更申請について

議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第 4号 農地潰廃通報について

報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

1番 渡 邊 一 英 委員	2番 村 山 佐喜雄 委員
3番 嘉 藤 太加雄 委員	4番 藤 田 吉 則 委員
5番 栗 原 一 郎 委員	6番 野 崎 文 夫 委員
7番 五十嵐 秀 一 委員	8番 蒲 澤 正 委員
9番 大 桃 伸 之 委員	10番 眞 野 薫 委員
11番 坂 井 良 雄 委員	12番 大 竹 正 信 委員
13番 原 正 利 委員	14番 羽 生 俊 昭 委員
15番 刈 屋 一 夫 委員	16番 佐 藤 満 委員
17番 捧 譽 委員	18番 内 山 清 委員
19番 佐 藤 裕 雄 委員	20番 村 井 善一郎 委員
21番 阿 部 新一郎 委員	22番 阿 部 眞佐雄 委員
23番 田 邊 稔 委員	24番 阿 部 銀次郎 委員
25番 清 野 秀 作 委員	26番 星 野 英 治 委員
27番 内 山 敏 雄 委員	28番 渡 邊 勝 夫 委員
29番 熊 倉 睦 委員	30番 原 田 勝 委員
31番 小 林 茂 宏 委員	32番 坂 井 浩 行 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	高 野 久美子
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。1番、渡邊一英委員、18番、内山清委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速、議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第1号の説明の前に、大変恐縮ではございますが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げたいと思います。

お手元に配付させていただきました議第1号正誤表をあわせてご覧願います。議案1ページをお願いいたします。55番であります。経営面積につきまして自作地の面積が入っておりませんでした。自作地の面積は244.12aで、経営面積は1,281.62aとなりますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

1ページ、今ほどご覧になっているところをお願いいたします。今月の申請につきましては、新規設定1件、面積1,313㎡であります。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

55番は、籠場地内の農地3筆、1,313㎡を相対で新規に利用権設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、8月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時25分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定1件、合計件数1件、面積1,313㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計面積1万9,658.02㎡であります。

2ページにお戻りをお願いいたします。18番は、土場地内の農地3筆、1,313㎡を譲り受け人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

19番は、代官島地内の農地13筆、1,404.20㎡を譲り渡し人の要望により売買で取得するものであります。売買価格は、10a当たり約〇〇万円であります。

20番は、同じく代官島地内の農地2筆、1,036㎡を譲り受け人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万円であります。

3ページをお願いいたします。21番は、森町地内の農地1筆、725㎡を譲り渡し人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

22番は、同じく森町地内の農地2筆、298㎡を譲り渡し人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

23番は、代官島地内の農地2筆、35.91㎡を譲り受け人の要望により贈与で取得するものであります。

24番は、同じく代官島地内の農地3筆、48.91㎡を譲り受け人の要望により贈与で取得するものであります。

4ページをお願いいたします。25番は、上保内地内外の農地19筆、1万4,797㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数8件、面積1万9,658.02㎡で、現地調査を含む書類審査などの詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

5ページをご覧ください。今月の申請は2件、合計面積855㎡であります。

15番は、嘉坪川1丁目の農地1筆、645㎡を賃貸借権の設定により社員寮2棟及び駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第二中学校北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の35番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

16番は、計画変更のみの申請で、石上2丁目地内の農地2筆、210㎡を東側既存宅地21.84㎡と一体利用し、貸し駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市消防本部北西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積855㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

6ページをご覧ください。今月の申請は1件、155㎡であります。

14番は、原地内の農地1筆、155㎡を北側既存宅地1、146.38㎡と一体利用し、農機具格納庫1棟及び屋外作業所の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市役所下田庁舎南西700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積155㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計8, 133㎡であります。

7ページへお戻りをお願いいたします。35番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の15番で説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

36番は、直江町4丁目地内の農地6筆、1, 996㎡を売買により取得し、宅地造成10区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇, 〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江3丁目交差点西側500m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

37番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、662㎡を売買により取得し、宅地造成3区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇万円あります。場所につきましては、県立三条高等学校北東500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

38番は、曲淵3丁目地内の農地2筆、2, 012㎡を売買により取得し、従業員駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円あります。場所につきましては、県立三条高等学校北東400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いいたします。39番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、1, 850㎡を売買により取得し、事務所・倉庫1棟及び駐車場等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇, 〇〇〇円あります。場所につきましては、県立三条東高等学校南西300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、上須頃地内の農地3筆、755㎡を売買により取得し、北側既存宅地189.24㎡と一体利用し、建て売り住宅2棟及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇, 〇〇〇円あります。場所につきましては、須頃小学校北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

41番は、原地内の農地2筆、88㎡を売買により取得し、北側既存宅地及び雑種地

228. 33㎡と一体利用し、駐車場及び資材置場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所下田庁舎南西900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

42番は、同じく原地内の農地1筆、125㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市役所下田庁舎南西700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積8,133㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可といたします。

第3調査部会長、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月26日午前9時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

なお、30日は総会終了後、県農業会議の谷川業務推進部長を講師に、全国農業新聞普及推進についての研修会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、総会が終わりましたが、皆様のほうで何かご意見がございましたら、せっかくの機会でございますので、ご発言願いたいと思います。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時03分 閉会

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 1 番）

議事録署名委員（ 1 8 番）
